

平成 30 年 11 月 7 日

郡上市長 日置敏明 様

郡上市行政点検外部評価委員会
委員長 尾藤 望

平成 30 年度郡上市行政点検外部評価結果の報告及び提言について

このたび、郡上市住民自治基本条例及び郡上市行政点検実施要綱、並びに郡上市行政点検外部評価実施要領に基づき、郡上市が平成 29 年度に実施した施策及び事務事業に対して外部評価を行い、その結果を報告書としてまとめましたので、ここに提出いたします。

本年度は、第 2 次郡上市総合計画前期基本計画（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）の取組みに対する二度目の評価であり、昨年度の評価実施に際し課題となった事項を整理し、今回の評価に臨みました。市では、政策分野ごとに掲げた基本方針に基づき施策や事務事業を推進し、その結果が目指す姿の実現に向かっているかどうか、また、講じた施策や事務事業がもたらした成果や解決すべき課題は何かという振り返りとともに、課題解決に向けて展開する今後の取組み等を取りまとめ調書に記載することで点検・評価としています。一方、外部評価委員会としては、調書にまとめられた一連の実績と成果、課題や今後の方向性について市からヒアリングを行い、市民から共感が得られるものかどうか等、市が行った点検・評価の妥当性について評価しました。

なお、対象とする施策や事務事業が広範にわたるため、外部評価委員会としては 7 つの政策分野（基本目標）を構成する全 30 の基本方針のうち、「基本目標 6．個性あふれる地域づくりを推進するまち」に属する 7 つの基本方針及び昨年度評価を実施した 5 つの基本方針を除いた 18 の基本方針の中から、評価対象を委員自らが選定した 5 つの基本方針に絞り込み評価を行いました。委員にあっては必ずしも市政全般に精通しているわけではありませんが、担当課等から細部にわたる説明を受け、限られた時間の中、精力的に質疑を行いました。委員会では、これらの質疑に対して的確に回答していただくことで、郡上市の取組みを理解しながら評価することができました。

本報告書は、これら 5 つの基本方針に対する外部評価結果と、これに伴う委員の意見を記して提言としています。

今後、郡上市におかれては、本報告書の内容を十分に検証され、これからの施策推進や事務事業の見直しへ適切に反映し、より良い市政運営がなされるよう期待します。

平成30年度

郡上市行政点検外部評価委員会報告書

平成 30 年 11 月7日

郡上市行政点検外部評価委員会

郡上市行政点検外部評価委員会 委員名簿

(平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日まで)

No.	役 職	氏 名	備 考
1	委員長	尾藤 望	
2	副委員長	田代 光敏	
3	委 員	昇 秀樹	学識経験者
4	委 員	田中 栄子	
5	委 員	蒲 智美	
6	委 員	河合美世子	
7	委 員	井上 勇治	
8	委 員	神谷 公眞	
9	委 員	古橋 容子	
10	委 員	増田 雅幸	

※平成 30 年 8 月 1 日時点

目 次

1. 行政点検外部評価の概要	1
(1) 外部評価の趣旨	1
(2) 評価対象について	1
(3) 行政点検の流れ及びスケジュール	2
(4) 外部評価の実施手順	2
(5) 外部評価の視点	3
2. 行政点検外部評価日程表	4
3. 行政点検外部評価委員会の活動内容	5
4. 行政点検外部評価委員会による評価結果	6
(1) 外部評価結果一覧表	6
(2) 基本方針の個別評価	7
①第1分野 基本方針4	7
②第2分野 基本方針2	8
③第3分野 基本方針3	9
④第4分野 基本方針1	10
⑤第5分野 基本方針3	11
5. 外部評価の今後に向けて	12
◎関係資料	13
○郡上市住民自治基本条例	13
○郡上市行政点検実施要綱	17
○郡上市行政点検外部評価実施要領	19

1. 行政点検外部評価の概要

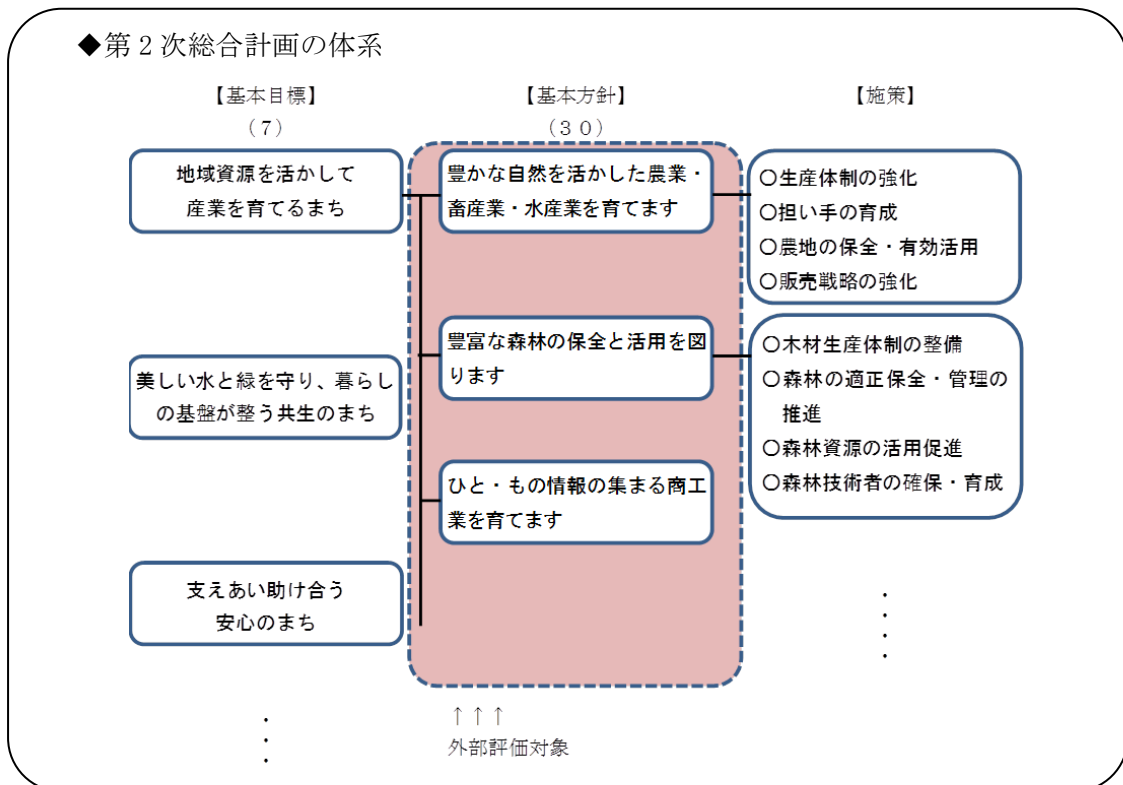
(1) 外部評価の趣旨

郡上市における行政点検は、施策の成果や、その手段としての事務事業が効果的かどうかを、市自らが点検することを基本としています。一方で、平成26年3月より施行された「郡上市住民自治基本条例」では、第9条において市長等の責務として、所管する事務の評価等を市民に分かりやすく説明することを定めるとともに、第20条において行政評価を行う場合、審議会等による市民参画に努めることが明記されました。

これは、行政点検の多角性、客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進し、もって市民サービスの向上と市政への市民参画の促進を図るものであり、前年度に引き続き行政点検の一部を、行政改革推進審議会により組織された外部評価委員会において実施しました。

(2) 評価対象について

平成30年度の行政点検対象事業は、第2次郡上市総合計画に位置付けられた30の基本方針のうち、「6. 個性あふれる地域づくりを推進するまち」の基本目標に属する7つの基本方針及び昨年度実施した5つの基本方針を除く18の基本方針の中から、委員が基本目標ごとに1つ、計5つの基本方針を選定し評価対象としました。また、選定した基本方針に位置付けられた施策についても評価対象としました。



※「6. 個性あふれる地域づくりを推進するまち」の基本方針を構成する施策は、7地域ごとに、それぞれの地域資源を生かし、また地域の課題に対応するための施策を特出しして計上しており、その経費（決算額）については他の基本方針を構成する施策に包含されています。このため、当該基本方針については外部評価の対象外としました。

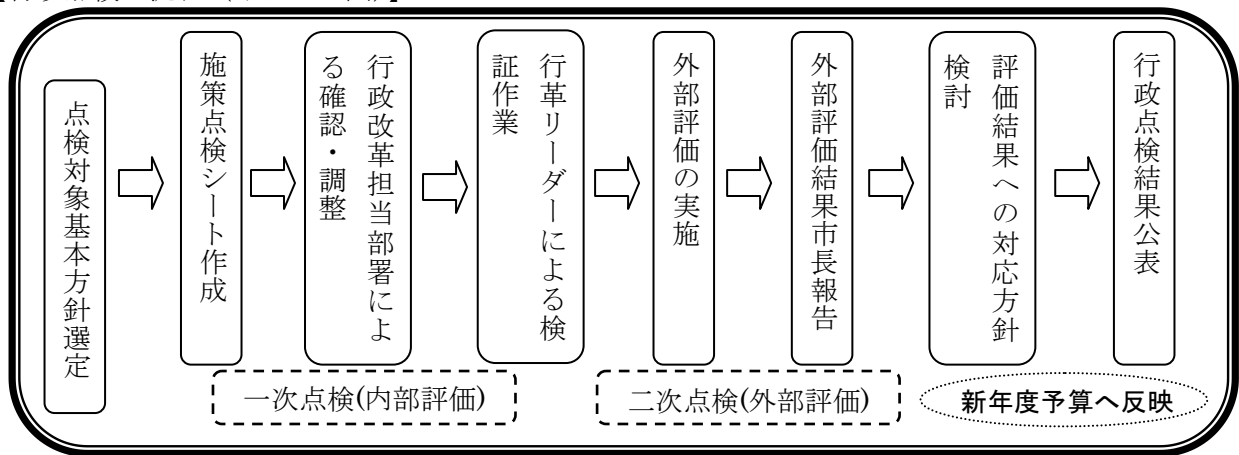
※ 基本目標 5、基本目標 7 は施策の数が少ないため、この 2 つの基本目標の中から 1 つを選定しました。

◇選定の基準

- 行政改革の観点から、市民の視点において政策に対して効果を検証する必要があると判断された基本方針
- 内部評価の結果、事業の進捗が遅いと思われる施策を含む基本方針
- 過去の市民アンケートの結果から、検証を要すると判断された基本方針 など

(3) 行政点検の流れおよびスケジュール

【行政点検の流れ（イメージ図）】



【行政点検のスケジュール】

月	日	曜日	委員会等	内容	出席者等	
6	22	金	第 1 回外部評価委員会	評価対象、評価方法の説明	外部評価委員	
6 月～7 月			1 次点検・内部評価			
8	1	水	第 2 回外部評価委員会	外部評価の説明	外部評価委員	
8	中旬		対象の基本方針評価調書の送付・質疑受付			
8	30	木	第 3 回外部評価委員会	外部評価（2 施策）	外部評価委員（審議会委員） 市職員（責任課長他） 市職員（企画・財政）	
8	31	金	第 4 回外部評価委員会	外部評価（3 施策）	外部評価委員 市職員（責任課長他） 市職員（企画・財政）	
10	中旬		評価報告書作成・確認			
11	7	水	行政点検外部評価結果について市長へ報告			委員長・副委員長

(4) 外部評価の実施手順

- ① 外部評価の概要及び総合計画の体系から評価対象の基本方針の位置付けについて、企画課長が説明を行う。
- ② 基本方針評価調書、補足説明資料をもとに、原則として評価対象の基本方針の責任課長が 30 分

以内で現状と課題、目指す姿、構成施策の内容及び取組状況、成果指標、総合評価とその理由並びに今後の展開について説明を行う。

③説明後、評価委員から質疑を概ね40分間で行う。

④質疑終了後、評価委員は10分間で各自「行政点検チェックシート」に評価の妥当性及び所見を取りまとめる。

⑤評価終了後に、各委員が出された評価の妥当性及び所見について協議し、外部評価委員会としての結論を「行政点検（外部評価）集計表」にまとめる。（20分間）

⑥事務局において結論を整理し、報告書を作成する。

（5）外部評価の視点

①【わかりやすさ】

⇒行政点検結果は公開を前提としていることから、市民が理解しやすいものとなっているか。

（主な視点）

- ・平易な語句で説明してあるか。
- ・専門用語の場合は注釈等で分かりやすくしているか。
- ・ポイントを絞って簡潔にまとめてあるか。
- ・具体的な数字等により比較可能か。 等

②【重要課題と施策のつながり】

⇒各部・各課が行う施策や事業が、「■基本方針に従い施策を進める上での重要課題」に示した課題解決の手段であるか。

（主な視点）

- ・取り組んでいる内容が課題を踏まえたものとなっているか。
- ・課題の解決状況を認識し、施策等につなげようとしているか。
- ・具体的な成果が述べられているか。 等

③【施策の進捗】

⇒各施策の進捗状況が順調かどうか、また、進捗状況に対する各部・各課の認識が妥当かどうか。

（主な視点）

- ・成果指標は順調に目標値に近づいているか（あるいは停滞しているか）。
- ・施策や事務事業と成果（成果指標等）との関連が認識されているか。
- ・施策の進捗状況が遅れている場合、課題や支障事項等が認識されているか。 等

④【今後の展開】

⇒施策の進行状況や課題等を踏まえ、今後進めるべき施策や事業、あるいは見直しが必要な施策や事業を認識しているか、その認識は妥当か。

（主な視点）

- ・成果と課題を踏まえて今後の展開が記載されているか。
- ・課題解決の具体的な手法等が記載されているか。また、その手法は妥当か。 等

2. 行政点検外部評価日程表

【日程】

日時		分野及び基本方針	責任課
8/30 (木)	午後	第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち (2) 循環型社会の実現を図ります	環境課
		第3分野 支えあい助け合う安心のまち (3) 生きがいをもち、安心できる暮らしの実現を目指します	高齢福祉課
日時		分野及び基本方針	責任課
8/31 (金)	午前	第1分野 地域資源を活かして産業を育てるまち (4) 地域産業の核となる観光・交流産業の活性化を図ります	観光課
	午後	第4分野 香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち (1) 確かな学力と豊かな心をもった「郡上人」を育てます	学校教育課
		第5分野 市民と行政が協働でつくるまち (3) 交流・連携によるまちづくりを推進します	政策推進課

【外部評価当日のタイムスケジュール】

日	時間	所要時間	評価
8/30 (木)	13:00 ~ 13:05	5分	外部評価の概要等説明
	13:05 ~ 14:15	70分	ヒアリング【基本方針2-(2)】
	14:15 ~ 14:25	10分	委員評価
	14:25 ~ 14:35	10分	休憩(説明者入替)
	14:35 ~ 15:45	70分	ヒアリング【基本方針3-(3)】
	15:45 ~ 15:55	10分	委員評価
	15:55 ~ 16:15	20分	まとめ
8/31 (金)	10:30 ~ 10:35	5分	外部評価の概要等説明
	10:35 ~ 11:45	70分	ヒアリング【基本方針1-(4)】
	11:45 ~ 11:55	10分	委員評価
	12:00 ~ 13:00	10分	休憩
	13:00 ~ 14:10	70分	ヒアリング【基本方針4-(1)】
8/31 (金)	14:10 ~ 14:20	10分	委員評価
	14:20 ~ 14:30	10分	休憩(説明者入替)
	14:30 ~ 15:40	70分	ヒアリング【基本方針5-(3)】
	15:40 ~ 15:50	10分	委員評価
	15:50 ~ 16:10	20分	まとめ

3. 行政点検外部評価委員会の活動内容

平成 30 年 6 月 22 日（金） 第 1 回行政点検外部評価委員会

行政点検外部評価について事務局より説明を行い、評価対象及び外部評価方法を確認。

- 外部評価の概要について（評価対象、所要時間、評価方法）
- 評価対象基本方針の選定について

平成 30 年 8 月 1 日（水） 第 2 回行政点検外部評価委員会

委員委嘱後、行政点検外部評価について事務局より説明を行い、評価対象及び外部評価方法を確認。

- 外部評価の概要について（評価対象、所要時間、評価方法）

平成 30 年 8 月 30 日（木） 第 3 回行政点検外部評価委員会

基本方針評価調書に基づき、責任課が基本方針及び目指す姿、並びに施策の成果等を説明。

委員による責任課及び主管課へのヒアリングを実施。また、ヒアリング結果に基づき、委員各自において責任課が行った内部評価（一次点検）の妥当性に対する評価を実施。

- ◎第 2 分野 基本方針（2）：循環型社会の実現を図ります
- ◎第 3 分野 基本方針（3）：生きがいをもち、安心できる暮らしの実現を目指します

平成 30 年 8 月 31 日（金） 第 4 回行政点検外部評価委員会

基本方針評価調書に基づき、責任課が基本方針及び目指す姿、並びに施策の成果等を説明。

委員による責任課及び主管課へのヒアリングを実施。また、ヒアリング結果に基づき、委員各自において責任課が行った内部評価（一次点検）の妥当性に対する評価を実施。

- ◎第 1 分野 基本方針（4）：地域産業の核となる観光・交流産業の活性化を図ります
- ◎第 4 分野 基本方針（1）：確かな学力と豊かな心をもった「郡上人」を育てます
- ◎第 5 分野 基本方針（3）：交流・連携によるまちづくりを推進します

基本方針を各委員が評価した後、外部評価委員会全体で協議の上、市が実施した 5 つの基本方針の内部評価（一次点検）に対する妥当性を検証し、総評という形で取りまとめた。

4. 行政点検外部評価委員会による評価結果

(1) 外部評価結果一覧表

分野	基本方針名	評価結果		責任課	
		責任課（市）の評価	外部評価委員会の評価		
1	地域産業の核となる観光・交流産業の活性化を図ります	C	目指す姿に向けてあまり順調といえず、一層の努力を要する	概ね適正な評価が行われている。	商工観光部 観光課
2	循環型社会の実現を図ります	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	<u>一部適正な評価が行われていない。</u>	環境水道部 環境課
3	生きがいをもち、安心できる暮らしの実現を目指します	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	<u>一部適正な評価が行われていない。</u>	健康福祉部 高齢福祉課
4	確かな学力と豊かな心をもった「郡上人」を育てます	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	概ね適正な評価が行われている。	教育委員会 事務局 学校教育課
5	交流・連携によるまちづくりを推進します	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	概ね適正な評価が行われている。	市長公室 政策推進課

(2) 基本方針の個別評価

基本目標	第1分野 地域資源を活かして産業を育てるまち		
基本方針	4 地域産業の核となる観光・交流産業の活性化を図ります		
目指す姿	四季を通じて、誰もがさまざまなメニューを楽しみ、満足して帰っていただける観光のまちを目指します。また、市民・事業者・行政が参加・連携して、心からのおもてなしを提供する観光のまちを目指します。		
責任課	観光課	主管課 及び関係課	観光課 政策推進課・情報課・企画課
内部評価結果 (一次点検)	C		目指す姿に向けてあまり順調といえず、一層の努力を要する。

外部評価結果		
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。	
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>キャンペーン活動、タイを中心とした外国人観光客の誘致事業、郡上八幡高速バス停から市街地へのデマンドバス運行、宿泊施設の修繕費補助などの諸施策は、目指す姿に向かっておおた順調に行われている様子が伺われる。しかしながら、観光客のニーズ、宿泊者数の減少などについての追跡調査や情報のデータ分析を行い、原因等を把握した結果を踏まえての事業展開とは言い切れない部分があるので、今後の課題として取り組み、観光客によりいっそう満足して帰っていただける観光のまちを目指していただきたい。このように総合的な観点から評価すると、責任課の評価はやや低くも感じるが、責任課が更なる頑張りを必要だと評価している点において、委員会としてはその「一層の努力」に期待し、概ね適正な評価が行われているとした。</p> <p>郡上にとって、観光は基幹産業でもある。これからは、これまでよりも広く「観光」を捉えて様々な分野で積極的に郡上市への来訪を働きかけ、市民・事業者・行政が連携して心からのおもてなしを展開していくことが望まれる。SNS等のメディアを利用した新しい情報発信も取り入れながら、二度三度と郡上市へ訪れてもらえる「観光のまち」を目指し取り組んでいただきたい。</p>	
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	意見区分	委員からの意見の内容
	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 郡上市は「これまでのイメージとは違う観光産業に取り組もうとしている」というメッセージがあると思った。新しい考えも取り入れようとしている姿が見受けられるが、もっと郡上らしさが表れているとよい。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 「一層の努力が必要」との認識は正しいと思うが、結果の数値を踏まえただけの面もあり、どのように努力すべきかをよく考えた上での評価が必要。 「日本版DMO」「インバウンド対策」などカタカナ表記は理解しづらいため、施策点検シート内に用語解説等を明記する又は日本語の的確な言葉での記載が必要と思われる。 情報社会であり、プロパー職員1名を今後増やされてはどうか。 八幡中心の表現が多いと感じるが、市全体としての取り組みの視点が必要ではないか。 「郡上を学ぶ」という視点から、郡上の観光地に子どもを連れていきたいくなるような施策を考えていただきたい。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> 欧米では観光のことを「ビジターズインダストリー」と呼び、日本の「観光」より広い意味で捉えている。集客交流産業、訪問産業と訳しているが、郡上市から積極的に働きかけてイベント等の誘致をするなど、実質的に集客交流産業として施策を作っていただきたい。 	

基本目標	第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち		
基本方針	2 循環型社会の実現を図ります。		
目指す姿	資源を有効活用し、環境への負荷を減らすため、廃棄物の減量・適正処理、4Rの推進、再生可能エネルギーの導入により循環型社会の形成を目指します。		
責任課	環境課	主管課 及び関係課	環境課・商工課 林務課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果		
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	一部適正な評価が行われていない。	
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>責任課は目指す姿に向けて概ね順調であると評価しているが、実際にごみが増えており、成果指標の「市で処理するごみのリサイクル率の増加」が年々下降している。市が推進している4R（リフューズ（断る・失くす）、リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する））の取組み、生ごみの堆肥化による減量を目的とするダンボールコンポストと生ごみ処理機の販売や購入への助成などについての市民の認知度は低く、周知活動を工夫する余地はまだあることから、循環型社会の形成に向けた課題は多くあると思われ、外部評価委員会では一部適正な評価が行われていないと判断した。</p> <p>市が循環型社会の形成に向けて展望を持ち、市民が課題を理解して主体的な行動につながるような事業の展開に努めていただきたい。</p>	
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	意見区分	委員からの意見の内容
	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業に関すること（最終処分場の整備、郡上クリーンセンター大規模修繕等）は進んでいると感じた。 ・基本方針から目指す姿のつながりがイメージしやすく説明してある。 ・ごみ袋の大中小の種類があることについて評価する。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に向けて、成果が表れるよう事業を着実に積み重ねていただきたい。 ・「廃棄物の減量等」とあるが、生ごみの堆肥化に留まっており、リサイクル促進については事務事業として取り組まれていない。 ・4Rの説明は日本語でわかりやすくしてほしい。 ・データやアンケートにより数値化し、資料を示していただくとわかりやすい。 ・再生エネルギー（小水力発電）の売電実績や用途についてもっとPRしてもよいのではないかと。 ・重要課題の旧施設の取り壊し、機器更新、統合の検討については、事務事業の説明がない。 ・木質燃料ストーブについては排出する二酸化炭素のデータがないと、再生可能エネルギーとなっているのかどうか説得力がない。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋プラスチックの問題等について、郡上市が他に先駆けて取り組まれない。 	

基本目標	第3分野 支えあい助け合う安心のまち		
基本方針	3 生きがいを持ち、安心できる暮らしの実現を目指します		
目指す姿	社会の中で居場所と役割を持ち、生きがいを持って暮らし続けられる高齢者や、必要な生活支援を受けながら安心して暮らし続けられる高齢者が増加し、誰もが充実した高齢期を地域で過ごすことができている。		
責任課	高齢福祉課	主管課 及び関係課	高齢福祉課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果		
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	一部適正な評価が行われていない。	
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>責任課は目指す姿に向けて概ね順調であると評価しているが、目指す姿の「誰もが充実した高齢期を地域で過ごす」ための取組みとしては、もう少し視野を広げ、積極的な考え方をもち、事業を展開することが必要と思われる。高齢者の生きがいづくりについては、シルバー人材センターに登録して働くことのみがクローズアップされ、高齢者にとって社会の中で限られた居場所と役割になっている印象である。高齢福祉課が窓口となって、市各部や民間企業、NPO 法人等の様々な機関と連携して高齢者の生きがいともなる雇用について進めようとする積極的な姿勢を感じる事ができなかった。そのような点を含め、総合的に一部適正な評価が行われていないと評価した。</p> <p>現在実施されている認知症サポーターや生活支援サポーター等を含めた事業自体は進んでいると思われるが、目指す姿を達成するためには高齢者を取り巻く社会全体を考えて取り組む必要があることから、関係機関と連携しながら幅広い活動を展開して、施策や事業を見直し目指す姿の実現に向けて取り組んでいただきたい。</p>	
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	意見区分 成果等に関する意見	委員からの意見の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・市で設定した目指す姿の目標に対しては進んでいる。 ・施策「地域ぐるみの介護予防の推進」にひもづく認知症総合支援事業や包括的支援事業などは良い取組みである。 ・高齢者に対する取組みが大きく伸びている。高齢者生活支援サポーターの増加は良い。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の成果と成果指標の実績につながりがない。 ・家族が認知症など的高齢者の見守りのため GPS を活用するにあたって、財政的な支援が必要。 ・認知症の問題に取り組む中では成年後見の問題があるが、その成年後見の課題、取組みをもう少し記述すべき。 ・シニアクラブ会員の減少等による施策の見直しも必要であるが、その際は市民がどのような施策を望んでいるか把握する必要がある。 ・人材が不足している事業所等を把握して斡旋するとよい。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のニーズも多様化しており、市が行う高齢者施策ですべてに対応することは困難な状況であると思われる。 	

基本目標	第4分野 香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち		
基本方針	1 確かな学力と豊かな心をもった『郡上人』を育てます		
目指す姿	高い志をもち、感謝の心と不屈の精神でひたむきに努力する「凌霜精神」＝「郡上魂」を継承する「郡上人」を育てます。		
責任課	学校教育課	主管課 及び関係課	学校教育課・社会教育課 児童家庭課・教育総務課・健康課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果		
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。	
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>変化の激しい社会の中で、強い意志やたくましい行動力を持った人間形成を進めるためには基礎的な学力は重要であり、基礎学力の向上と併せてふるさと学習を進めることが、郷土への愛着や誇りを高め、目指す姿に掲げる「凌霜精神」を持つ「郡上人」を育てることにつながると考えられる。このような視点に立って市の評価を見ると、郡上市の小中学校の児童生徒の成績が全国平均を上回っていることや、人的、財政的な制約がある中においても工夫をしながらソフト面の施策を着実に進捗させていること、一方で安全を確保するための環境整備を課題と捉えていることなどから、責任課の評価は概ね適正であると考えられる。</p> <p>一連の評価の中で憂慮することは、全国調査において「将来の夢や希望がある」と答えた子どもの割合が全国平均を下回っていることである。これらの結果を受け止め、今後はまさに「郡上学」を通じて、郡上に誇りを持ち将来の夢や希望を自分の力で切り開く子どもたちを育む施策を講じられたい。</p>	
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	意見区分	委員からの意見の内容
	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児等の増加を踏まえ、特別支援教育の研修を充実しているのが良い。ふるさと教育についても積極的に実施され、「郡上人」として育てようとしている姿がうかがえる。 安心して学べる教育環境づくりの点で、いじめや不登校の問題は親への教育も必要ではないかと思うが、対応策は良い方向に向かっていると思う。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 重要課題に「将来の夢、希望がある」と答える子どもが少ないことを挙げ、それを解決する施策も必要であると思う。「郡上学」を通して自分の夢を持ち、ひいては郡上の未来を切り開いていける人を育てる教育を最重要としていただけたらよいと思う。 作成した教科スタンダードが、全教職員に活用されるように考慮されたい。児童数の減少による学校統廃合の方向性を明らかにしてほしい。 郡上かるたは、子どもたちが社会人になるまで学び、覚え、生かせるような取組みをしていただきたい。 青少年の健全育成の施策の中で「地域のおじさん・おばさん運動」が地域で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりを目的としながらも、子どもに認識されていないことから、この運動がうまく機能するような手だてが必要である。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> 教育現場は非常に多忙であると感じる。先生方がゆとりを持って指導できる環境づくりを願う。 「凌霜の精神」については、子どもたちが十分理解して「凌霜の精神」を掲げることが必要ではないか。 近年の気象状況に鑑み、学校の普通教室等へのエアコン設置は重要課題として捉え、早期の対応が必要と考える。 	

基本目標	第5分野 市民と行政が協働でつくるまち		
基本方針	3 交流・連携によるまちづくりを推進します		
目指す姿	交流・連携により、交流・移住・定住人口が増加し、まちづくりが活発に行われることで、郡上市の魅力が増し、更なる交流・移住・定住人口の増加につながるサイクルができています。		
責任課	政策推進課	主管課 及び関係課	政策推進課・秘書広報課 観光課・商工課・学校教育課・社会教育課・企画課・ 農務水産課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果		
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。	
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>市民のアイデアが形になり、市民や企業、学校等が連携して創りあげる GOOD 郡上プロジェクトのようなまちづくりの取組みは、市民が楽しみながら活発に行われている様子が伺われる。移住においては、郡上市への移住者の声を外に発信して郡上への移住の魅力を伝える取組み、定住においては定住者の仕事の相談や地域に深く関わることのできる支援などを行っており、交流や連携に基づくまちづくりが活発に行われる様子がみえるため、概ね適正な評価が行われていると評価した。</p> <p>但し、取組内容が良いものであっても、施策などを意識しないまま事業を実施し、結果として成果が得られたという展開が見られる部分もあるので、今後はより目指す姿を意識しながら施策を組み立て、事業展開を考えて取り組んでいただきたい。</p>	
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	意見区分	委員からの意見の内容
	成果等に 関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを進めている様子が分かりやすい。 ・空き家対策は頑張っているが、なかなか利用につながっていないように感じる。
	指摘事項や 改善を要す る事項等に 関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・郡上から出て行かれた方が郡上に戻って住んでほしいので、Uターン者に対する取組みを強化していただきたい。また、Uターン者とIターン者に対する施策は共通する部分と違う部分の両面があると思われるので、施策を効果的に行うために両者に対しサンプル調査等を行っていただきたい。 ・「教育機関等と連携したまちづくりの推進」は重要課題として意識されていないと感じる。 ・「まちづくり」は人によって思うものが違うので、この基本方針における「まちづくり」を定義されたい。 ・仕事がないと地元に帰れないので、働く場所の確保又は市内の働く場所のPRをしていただきたい。 ・市民活動団体等や他自治体との連携の充実を図ることや、青少年をうまく地域活動に参加できるよう支援する取組みが必要。 ・フィールドワークの件数を指標に挙げているが、市の施策成果との因果関係が薄く、取組みに消極的であると思われる。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会、成人式等を利用して、本人の承諾のもと、住所やメールアドレス等を登録していただき、郡上はあなたに関心を持ち続けているという思いを込めて郡上の情報、メッセージを送り続けることが必要ではないか。 	

5. 外部評価の今後に向けて

1. 外部評価全般について

●基本方針評価調書について、【関連する事務事業の成果と課題】の書き方に問題があるのではないか。施策に対して、【成果】の記載があり、その後【課題】とあるが、【課題】があってその【成果】が述べられるべきでないか。

●評価にあたって市の取組み自体に問題があるというよりも市の計画の立て方自体に問題があるのではないか。計画は基本目標があって、それに対する施策があり、さらにひもづく事務事業があるものだと思われるが、施策の下に既存の事業が並べられているだけであり、基本方針や施策が意識されていないのではないか。そのような状況のものを、市がよく理解しないまま毎年評価しているのは大変遺憾なことである。評価に取り組むのであれば、評価したことが自身のフィードバックとなるようなものとしなければ意味がないのではないか。施策に対する事務事業という位置関係について全体で見直していただきたい。

●【決算データ及び構成事務事業の実施状況】に関する部分の説明がなかった。また、決算データと事務事業の成果とつながっていないので、【決算データ及び構成事務事業の実施状況】の記載目的が不明であった。

2. 各課の説明について

●説明の仕方や基本方針評価調書の記載が統一されておらず、聞きにくかった。

郡上市住民自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本理念（第4条）

第3章 基本原則（第5条）

第4章 市民の権利及び責務（第6条・第7条）

第5章 議会及び市長等の役割と責務（第8条—第11条）

第6章 参画及び協働（第12条—第15条）

第7章 住民投票（第16条）

第8章 市政の運営（第17条—第27条）

附則

豊かな自然と温かい心、そして歴史と文化が息づく「ふるさと郡上市」。

私たちはこのふるさとを誇りに思い、いつまでも住み続けられる地域であることを願っています。

郡上市には、それぞれの風土習慣をもった多様な地域があります。私たちは、先人たちが連綿と受け継いできたこれらの「たからもの」を守り、さらに磨きをかけて次世代へつないでいかなければなりません。そのためには、私たち市民一人ひとりがまちづくりの主人公であることを自覚し、力を出し合い、郡上市としてまとまっていくことが必要です。

私たち市民、議会及び市長等が、それぞれの役割を担い、人と人とのつながりを大切にした協働によるまちづくりを進めるため、この郡上市住民自治基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、前文に掲げる理念を明らかにし、まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住、在学若しくは在勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と議会、市長等がお互いの立場を尊重し、お互いの不足する部分を補いながら、ともに協力して取り組むことをいいます。
- (4) まちづくり いつまでも住み続けられる地域をつくるために、より良い地域を目指す活動全般をいいます。
- (5) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいいます。
- (6) 自治力 自らの地域の課題に対して、自ら参画し、取り組むことにより課題を解決していく力のことをいいます。

（条例の位置付け等）

第3条 市民、議会及び市長等は、他の条例、規則その他の規程の制定若しくは改廃又はまちづくりに関する計画の策定、施策や事業等を実施する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

第2章 基本理念

（基本理念）

第4条 まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によるまちづくりを進め、いつま

でも住み続けられる郡上市を目指します。

第3章 基本原則

(基本原則)

第5条 市民は、議会及び市長等とともに、次に掲げる事項を基本として、まちづくりを推進します。

- (1) 市民は、積極的な市政参画に努め、議会及び市長等は市民の市政への参画を推進します。
- (2) 市民、議会及び市長等は、お互いに情報の共有に努めます。
- (3) 市民、議会及び市長等は、協働によるまちづくりに努めます。
- (4) 市民、議会及び市長等は、市内それぞれの地域にある多様な地域資源を活用したまちづくりを進めます。

第4章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、市政やまちづくりに参画する権利を有するとともに、市政やまちづくりに関して知る権利を有します。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、お互いに尊重し、協力しあいながら、自らまちづくりに参画するよう努めます。

- 2 市民は、一人ひとりが市政やまちづくりに関心を持ち、学習に努め、自らの発言や行動に責任を持つものとしします。
- 3 市民は、まちづくりの担い手として、地域活動への積極的な参加に努めます。
- 4 事業者等(第2条第1号における、市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいう。)は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

第5章 議会及び市長等の役割と責務

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表者が構成する議決機関として、市民に開かれた議会の運営に努めます。

- 2 議会は、この条例の基本理念及び基本原則を尊重し、まちづくりに取り組むよう努めます。

(市長等の責務)

第9条 市長等は、所管する事務の企画立案、実施、評価及び効果について、市民に対しわかりやすい説明に努めます。

- 2 市長等は、公平・公正、誠実、迅速及び効率的に事務を執行します。

(市長の責務)

第10条 市長は、この条例の基本理念及び基本原則に基づいた市政運営に努めます。

- 2 市長は、市民の自治力向上のため、市民の自主性及び自立性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めます。
- 3 市長は、市民の期待に応えられる市職員の育成に努めます。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、公平・公正に職務を遂行するとともに、市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。

- 2 市職員は、市民の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

第6章 参画及び協働

(パブリックコメント制度(市民意見公募手続制度))

第12条 市長等は、市の重要な計画や政策の策定等について、事前にその案を公表し、広く市民の意見を聴取します。

- 2 市長等は、市民から提出された意見等を考慮して政策等の意思決定をするとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考えを公表します。
- 3 第1項の手続及び前項の規定による公表の方法については、別に定めます。

(審議会等への参加)

第13条 市長等は、審議会、審査会、調査会その他これに類するもの(以下「審議会等」という。)の委員

を選任する場合、男女比、年齢、職種、地域バランス等を考慮した選任に努めるとともに、その一部には市民からの公募による委員を選任します。ただし、専門性の高いものや個人情報扱うものなどについては、この限りではありません。

(住民自治の推進組織)

第14条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための組織を設置します。

2 この組織は、地域の課題を共有し、市民自らが考え、議論しながらその解決に向けて取り組み、地域の特色をいかしたまちづくりを進めます。

3 この組織と運営については、別に定めます。

(市民協働)

第15条 市民、議会及び市長等のまちづくりの担い手が、お互いの責任と役割を認め合いながら、協力、連携してまちづくりを進めます。

2 市長は、市民、まちづくり団体等の活動や交流の支援、調整を行うための拠点となる組織を設置します。

3 この組織と運営については、別に定めます。

第7章 住民投票

(住民投票)

第16条 市長は、市政に関する重要項目について、必要に応じ住民投票を実施することができるものとします。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めます。

3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重します。

第8章 市政の運営

(情報公開)

第17条 市長等は、市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、情報の公開を推進します。

(個人情報保護)

第18条 市長等は、市民の権利や利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱います。

(会議等の公開)

第19条 審議会等の会議は、法令、条例、規則その他の規程に特別な定めがある場合を除いて、原則として公開します。

(行政評価)

第20条 市長等は、総合計画等に基づいた事業について、行政評価を行い、評価の結果を事業の推進や見直し等に反映するよう努めます。

2 市長等は、行政評価を行う場合、審議会等による市民参画に努めます。

(総合計画)

第21条 市長は、総合的で計画的な市政運営を図るため、議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画を策定するものとします。

(財政運営)

第22条 市長等は、総合計画を基本とした計画的な財政運営に努めます。

(意見、要望、苦情等への応答)

第23条 市長等は、市政に関する意見、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速な対応に努めるとともに、苦情に対しては原因を分析し、再発の防止に努めます。

(行政手続)

第24条 市長等は、市民の権利と利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、行政手続における、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(危機管理)

第25条 市長等は、市民の安全安心に努めるとともに、市民の安全確保のため緊急事態に対処できる体制の充実、強化に努めます。

2 市民は、災害等に備え、地域でお互いに協力して対応できるような体制づくりに努めるとともに、災害発生等、緊急時には自らの安全確保に努めます。

(国等他機関との連携、協力)

第26条 市長等は、共通する課題解決等において、国、県及び他自治体等と連携、協力を努めます。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の見直しを含めた検証を行う機関を、別に定めるところにより設置します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成19年 3月 5日訓令第24号

平成20年 1月23日訓令第 2号

平成24年 3月30日訓令第 4号

平成26年 6月26日訓令第11号

郡上市行政点検実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、郡上市が次のことを目的として行う行政点検に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 郡上市総合計画基本計画（以下「総合計画」という。）に位置付けられた施策の目標達成状況等について点検し、その結果を施策の展開や事務事業の実施等に適切に反映させることにより、成果を重視した行政運営を進める。
- (2) 事務事業の効果を検証し、適切な改善を行うことにより、行政サービスの最適化を進める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 行政点検 郡上市住民自治基本条例（平成26年郡上市条例第2号）第20条において市長が行うこととしている行政評価のことをいう。
- (2) 施策点検 総合計画に掲げる全ての施策について行う行政点検のことをいう。
- (3) 事務事業点検 市の事務事業のうち、別に定める基準に基づき選定する事業について行う行政点検のことをいう。

(調書の作成)

第3条 行政点検は、市長が別に定める日までに調書を作成して行う。

2 調書の様式は、市長が別に定める。

(点検の実施)

第4条 行政点検は、施策及び事務事業等（以下「事務事業等」という。）を所管する部、振興事務所、教育委員会及び消防本部（以下「部等」という。）が行う。

(外部評価)

第5条 行政点検は、市自らが行うことを基本とするが、市民協働の理念に則り必要に応じて市民等の意見を聴取するものとする。

(点検結果の反映)

第6条 部等の長は、行政点検の結果を踏まえ、必要な事務事業等の見直しを実施するものとし、その結果は市長に報告しなければならない。

2 部等の長は、行政点検の結果及び見直し結果を事務事業等の企画立案、次年度の予算編成等に適切に反映させるものとする。

(点検結果の公表)

第7条 行政点検の結果は、原則として全て公表する。

(点検の庶務)

第8条 行政点検の実施にかかる庶務は、事務事業等を所管する部等において処理する。ただし、全体の取りまとめにかかる庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、行政点検の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年 5月22日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、行政点検の対象は当分の間市長が別に定める。

附 則（平成19年 3月 5日訓令第24号）

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年1月23日訓令第2号）

この訓令は、平成20年1月23日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日訓令第11号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

○郡上市行政点検外部評価実施要領

平成 26 年 6 月 26 日訓令第 12 号

郡上市行政点検外部評価実施要領

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、郡上市行政点検実施要綱（平成 18 年郡上市訓令第 10 号。以下「要綱」という。）
第 5 条の規定に基づき、行政点検に外部評価を導入することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 外部評価を実施することにより、行政点検の多角性、客観性及び透明性を確保するとともに、
効率的かつ効果的な市政運営を推進し、もって市民サービスの向上と市政への市民参画の促進に資す
ることを目的とする。

(委員会の設置)

第 3 条 外部評価実施に当たり郡上市行政点検外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、郡上市行政改革推進審議会条例（平成 17 年郡上市条例第 31 号）で規定す
る郡上市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）委員をもって充てる。

(所掌事務)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政点検結果に市民の視点で意見を述べること。
- (2) 市が実施した行政点検結果に専門的知見から意見を述べること。
- (3) 行政点検制度の改善について意見を述べること。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、審議会会長をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代
理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説
明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。この場合において、部会に
は部会長を置き、原則として委員長、副委員長及び委員長が選任した者がこれに当たる。

(外部評価結果の報告)

第 8 条 委員長は、第 5 条による所掌事務を執行することにより外部評価が終了したときは、その結果
を市長に報告しなければならない。

(評価結果の活用等)

第 9 条 外部評価結果の活用等については、要綱第 6 条に準じて行う。

(委員会の庶務)

第 10 条 委員会に係る庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。